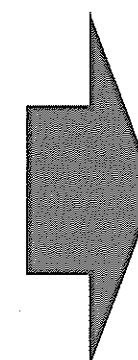


資料2 参考 案1～4の項目一覧

案1	案2	案3	案4
<p>第1章 いじめの防止・早期発見・対応について</p> <p>第1節 いじめの未然防止に関すること</p> <p>1 啓発・教育</p> <p>2 学校の体制強化等</p> <p>3 市長部局の専門機関が担う役割</p> <p>4 学校と地域との連携強化</p> <p>第2節 いじめの早期発見に関すること</p> <p>第3節 事案発生時の対応に関すること</p> <p>第2章 社会全体でいじめの防止に取り組むために</p> <p>第1節 一人ひとりに居場所や活躍の場が与えられるような学校づくり</p> <p>1 教員が児童生徒と向き合える時間の確保</p> <p>2 各学校の主体性を引き出す取り組み等</p> <p>第2節 学校を取り巻く地域社会に関すること</p>	<p>第1章 いじめの防止・早期発見・対応について</p> <p>第1節 学校におけるいじめの防止に関すること</p> <p>第2節 いじめの早期発見のための措置に関すること</p> <p>第3節 関係機関等との連携等に関すること</p> <p>第4節 いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上に関すること</p> <p>第5節 啓発活動に関すること</p> <p>第6節 いじめに対する措置に関すること</p> <p>第2章 社会全体でいじめの防止に取り組むために</p> <p>第1節 一人ひとりに居場所や活躍の場が与えられるような学校づくり</p> <p>1 教員が児童生徒と向き合える時間の確保</p> <p>2 各学校の主体性を引き出す取り組み等</p> <p>第2節 学校を取り巻く地域社会に関すること</p>	<p>第1章 学校、教職員の取り組みについて</p> <p>第1節 いじめの未然防止に関すること</p> <p>第2節 いじめの早期発見に関すること</p> <p>第3節 事案発生時の対応に関すること</p> <p>第2章 教育委員会の取り組みについて</p> <p>第1節 いじめの未然防止に関すること</p> <p>第2節 いじめの早期発見に関すること</p> <p>第3節 事案発生時の対応に関すること</p> <p>第3章 市の取り組みについて</p> <p>第1節 いじめの未然防止に関すること</p> <p>第2節 いじめの早期発見に関すること</p> <p>第3節 事案発生時の対応に関すること</p> <p>第4章 社会全体の取り組みについて</p> <p>第1節 いじめの未然防止に関すること</p> <p>第2節 いじめの早期発見に関すること</p> <p>第3節 事案発生時の対応に関すること</p> <p>第5章 各主体間の連携について</p> <p>第1節 いじめの未然防止に関すること</p> <p>第2節 いじめの早期発見に関すること</p> <p>第3節 事案発生時の対応に関すること</p>	<p>第1章 いじめの防止・早期発見・対応について</p> <p>第1節 いじめの未然防止に関すること</p> <p>1 児童生徒への働きかけ</p> <p>2 教職員の資質向上</p> <p>3 学校の体制強化</p> <p>4 教育委員会や学校に対する市長部局の支援</p> <p>5 保護者や地域との連携</p> <p>6 保護者、地域、市民全体への周知啓発</p> <p>第2節 いじめの早期発見に関すること</p> <p>1 早期発見のための相談体制・環境整備</p> <p>2 児童生徒との関わり方</p> <p>第3節 事案発生時の対応に関すること</p> <p>1 教育委員会や学校における対応</p> <p>2 市長部局の支援</p> <p>第2章 社会全体でいじめの防止に取り組むために</p> <p>第1節 一人ひとりに居場所や活躍の場が与えられるような学校づくり</p> <p>1 教員が児童生徒と向き合える時間の確保</p> <p>2 各学校の主体性を引き出す取り組み等</p> <p>第2節 学校を取り巻く地域社会に関すること</p>



案1 最終提言項目一覧

最終提言に向けた項目案	
第1章 いじめの防止・早期発見・対応について	
第1節 いじめの未然防止に関すること	
1 啓発・教育	<ul style="list-style-type: none"> ○対象（児童生徒・保護者・地域）ごとに伝えたい内容を明確にした上で、適切な手法による啓発を、繰り返し、徹底して行うこと ○児童生徒一人ひとりの心に届く啓発・教育を、道徳教育等を土台としながら、教育活動全体の中で計画的に進めていくこと ○児童生徒には様々な特性があり、特別な配慮を要するケースもあることについて、児童生徒のみならず、教員や保護者に対しても、正しい理解を得られる機会を積極的に設けていくこと ○「いじめ」の定義について、教職員の理解の更なる徹底を図るとともに、保護者をはじめ市民全体の理解が深まるよう、より一層の周知啓発を図ること ○子どもにとって、親との関わりは非常に重要である。手法を工夫しながら、親子の関わりについての意識の喚起や啓発を行うこと ○学校以外の居場所や活躍の場も否定してはいけない。学校だけが全てではないことも、児童生徒、教員、保護者にとどまらず、市民向けに啓発すること ○体罰を含めいじめ防止対策の研修や資料については、教員にしっかり浸透するよう工夫すること ○体罰や不適切な指導を行った際の状況や教員の心理を踏まえて、困難な状況下での指導スキルの向上の取り組みを進めること ○体罰・不適切な指導と、教育上必要な場合に認められる児童生徒への懲戒についての違いを、教職員に周知すること ○「体罰は絶対にダメ」というのは学校のみならず、家庭内でも同じである。体罰や不適切な指導はいけないことだということを家庭や地域にも周知すること ○教職員が配慮を要する児童生徒の対応などに悩んだ場合に、学校の内外を問わず教職員が助けを求められる体制づくりを推進するとともに、一人で抱え込まずに周囲に相談し、組織として対応するという発想をさらに浸透させること ○市長部局の相談機関に行政教員が配置されていることについて、教職員に周知するとともに、市長部局の相談機関と学校との橋渡し役としての重要性も学校現場に浸透させること ○教育委員会が実施する、児童生徒の障害や疾病への対応に向けた事業や相談支援体制について、教員に一層の周知を図ること
2 学校の体制強化等	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等について、計画的な人員拡充に努めること。その際、多角的な視野を持ちつつ、学校文化に理解のある適切な人材の配置を図ること ○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等について、その存在や役割関する教職員への周知を徹底すること。その際、市長部局の専門機関など専門性を有する関係機関との連携の重要性についても周知すること ○いじめ対策専任教諭・児童支援教諭の拡充を図りながら、学校全体の組織的対応力を向上させる取り組みを進めること ○学校において組織的に対応することが重要。管理職は教職員相互のコミュニケーションが図られるよう努めること

最終提言に向けた項目案	
(つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○教員は学級づくりに当たっての指導力や、関係機関等との連携のためのコミュニケーション能力の向上に努めること。チーム学校として取り組むよう、校長や教頭などの管理職はリーダーシップを発揮すること ○誰もが安心して笑顔で過ごせる学級づくりに向けて、児童生徒の関係の把握等、学級集団の状況を客観的な視点で分析し、その結果を活かすなどの工夫を行うこと ○医療や福祉等の立場から、専門的な情報を教員に提供したり、教員の相談に応じられる体制を充実させること ○教職員が配慮を要する児童生徒の対応などに悩んだ場合に、学校の内外を問わず教職員が助けを求められる体制づくりを推進するとともに、一人で抱え込まずに周囲に相談し、組織として対応するという発想を更に浸透させること【再掲】
3 市長部局の専門機関が担う役割	<ul style="list-style-type: none"> ○現に悩みや苦しみを抱えている子どもを現実的に救うよう、解決に向けて市全体でバックアップする体制を組むこと ○発達相談支援センター、児童相談所等の専門機関の体制強化を図り、学校に対するサポート体制を充実すること ○市長部局の専門機関が学校の問題解決に様々な形で協力できる仕組みを手厚くすること ○医療や福祉等の立場から、専門的な情報を教員に提供したり、教員の相談に応じられる体制を充実させること【再掲】 ○市長部局の相談機関に行政教員が配置されていることについて、教職員に周知するとともに、市長部局の相談機関と学校との橋渡し役としての重要性も学校現場に浸透させること【再掲】
4 学校と地域との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○学校と地域の双方向性を重視した関係の構築のため、コミュニティ・スクール制度の導入に向け、検討を進めること ○学校・保護者・地域のいじめ防止に関する意見交換など、保護者や地域住民の理解に繋がる取り組みを、拡充しつつ、継続して実施すること ○授業の補助に地域住民が入る取り組みは、学校と地域との協力体制にもつながるので、このような取り組みが長く続くよう努めること
第2節 いじめの早期発見に関すること	
	<ul style="list-style-type: none"> ○各種相談窓口の存在と利用方法について、児童生徒・保護者に繰り返し周知を図るとともに、児童生徒の生活に浸透しているSNSの活用など、より相談しやすい環境整備に向けた検討を進めること ○辛いと感じている児童生徒の声を積極的に拾い上げるため、事案探知の取り組みの充実を図ること ○児童生徒に対して、学校の中で辛いと感じた場合には迷わずに声をあげられるようにあらゆる機会をとらえて浸透を図ること ○市長部局の各種相談窓口について、児童生徒や保護者に対するより効果的な広報や、利用しやすい仕組みづくりを進めること ○発達相談支援センター、児童相談所等の専門機関の体制強化を図り、学校に対するサポート体制を充実すること【再掲】

最終提言に向けた項目案	
(つづき)	○医療や福祉等の立場から、専門的な情報を教員に提供したり、教員の相談に応じられる体制を充実させること【再掲】
	○教員をはじめとする学校職員の全てが、児童生徒の不調・変化を見逃さず、校内で情報を共有できる環境づくりを進めるとともに、職員が個別に相談・支援を受けられる窓口の浸透を図ること
	○子どもにとって、親との関わりは非常に重要である。手法を工夫しながら、親子の関わりについての意識の喚起や啓発を行うこと【再掲】
第3節 事案発生時の対応に関すること	
	○事案発生時の対応（解決に導く流れ）について、モデルケースを示すなど、よりわかりやすい形で、児童生徒・保護者・教職員に対し、繰り返し周知すること
	○事案の重大化を防ぎ、早期解決を図るため、弁護士等の専門家による研修等を通じて、教員の対応力のさらなる向上を図ること
	○いじめを行った児童生徒に対して指導を行った上で、いじめを行うに至った背景を丁寧に探るとともに対策を講じ、いじめを繰り返さないよう対応すること
	○学校において組織的に対応することが重要。管理職は教職員相互のコミュニケーションが図られるよう努めること【再掲】
	○児童生徒の指導に当たって、必要な場面では管理職も適切に対応すること
	○教員をはじめとする学校職員の全てが、児童生徒の不調・変化を見逃さず、校内で情報を共有できる環境づくりを進めるとともに、職員が個別に相談・支援を受けられる窓口の浸透を図ること【再掲】
	○現に悩みや苦しみを抱えている子どもを現実的に救うよう、解決に向けて市全体でバックアップする体制を組むこと【再掲】
	○発達相談支援センター、児童相談所等の専門機関の体制強化を図り、学校に対するサポート体制を充実すること【再掲】
	○市長部局の専門機関が学校の問題解決に様々な形で協力できる仕組みを手厚くすること【再掲】
	○医療や福祉等の立場から、専門的な情報を教員に提供したり、教員の相談に応じられる体制を充実させること【再掲】
	○市長部局の相談機関に行政教員が配置されていることについて、教職員に周知するとともに、市長部局の相談機関と学校との橋渡し役としての重要性も学校現場に浸透させること【再掲】
	○学校、教育委員会以外に、個別事案に関する調査・調整権限等を有する第三者機関等を設置することについて、検討を進めること

最終提言に向けた項目案	
第2章 社会全体でいじめの防止に取り組むために	
第1節 一人ひとりに居場所や活躍の場が与えられるような学校づくり	
1 教員が児童生徒と向き合える時間の確保	○教員が児童生徒と十分に向き合うことができる体制の確保を図るため、教員の多忙化解消のための取り組みをさらに前進させること。あわせて、教員の負担感や多忙感の分析を行い、軽減策を検討すること
	○教員の精神的な負担軽減のために、外部機関や専門職を活用するなど、教員へのサポート体制の充実をはかること
	○現場の教員は、いじめや体罰等に関して既に多くの取り組みを行っている。今後、新たな取り組みを行うときは、これまでの取り組みを評価・検証して、効果の薄いものはやめることも考えること
2 各学校の主体性を引き出す取り組み等	○いじめ対策の企画・立案等に校長会を積極的に活用しながら、校長や教頭などのリーダーシップのもと、教職員が主体的に、それぞれの能力を十分に発揮していじめ対策に取り組むよう工夫すること
	○校長や教頭の学校経営や危機管理等に関する能力の維持向上に資するため、外部との積極的な交流等を通じて研鑽を図ることができる機会を確保すること
	○教員は学級づくりに当たっての指導力や、関係機関等との連携のためのコミュニケーション能力の向上に努めること。チーム学校として取り組むよう、校長や教頭などの管理職はリーダーシップを発揮すること【再掲】
第2節 学校を取り巻く地域社会に関すること	
	○保護者や地域住民など子どもをとり巻くおとなが、いじめに対して自発的に関わりを持つという意識を醸成し、社会全体でいじめの防止に取り組んでいく環境をつくること
	○学校と地域の双方向性を重視した関係の構築のため、コミュニティ・スクール制度の導入に向け、検討を進めること【再掲】
	○学校・保護者・地域のいじめ防止に関する意見交換など、保護者や地域住民の理解に繋がる取り組みを、拡充しつつ、継続して実施すること【再掲】
	○授業の補助に地域住民が入る取り組みは、学校と地域との協力体制にもつながるので、このような取り組みが長く続くよう努めること【再掲】
	○「（仮称）仙台市いじめの防止等に関する条例」の運用においては、地域社会のいじめ防止等の機運を醸成し、実効性を確保するため、市民に向けた啓発の施策を継続的に実施すること

案2 最終提言項目一覧

最終提言に向けた項目案	
第1章 いじめの防止・早期発見・対応について	
第1節 学校におけるいじめの防止に関する事	
	○対象（児童生徒・保護者・地域）ごとに伝えたい内容を明確にした上で、適切な手法による啓発を、繰り返し、徹底して行うこと
	○児童生徒一人ひとりの心に届く啓発・教育を、道徳教育等を土台としながら、教育活動全体の中で計画的に進めていくこと
	○誰もが安心して笑顔で過ごせる学級づくりに向けて、児童生徒の関係の把握等、学級集団の状況を客観的な視点で分析し、その結果を活かすなどの工夫を行うこと
	○学校と地域の双方向性を重視した関係の構築のため、コミュニティ・スクール制度の導入に向け、検討を進めること
	○学校・保護者・地域のいじめ防止に関する意見交換など、保護者や地域住民の理解に繋がる取り組みを、拡充しつつ、継続して実施すること
	○授業の補助に地域住民が入る取り組みは、学校と地域との協力体制にもつながるので、このような取り組みが長く続くよう努めること
第2節 いじめの早期発見のための措置に関する事	
	○各種相談窓口の存在と利用方法について、児童生徒・保護者に繰り返し周知を図るとともに、児童生徒の生活に浸透しているSNSの活用など、より相談しやすい環境整備に向けた検討を進めること
	○辛いと感じている児童生徒の声を積極的に拾い上げるため、事案探知の取り組みの充実を図ること
	○児童生徒に対して、学校の中で辛いと感じた場合には迷わずに声をあげられるようにあらゆる機会をとらえて浸透を図ること
	○市長部局の各種相談窓口について、児童生徒や保護者に対するより効果的な広報や、利用しやすい仕組みづくりを進めること
	○発達相談支援センター、児童相談所等の専門機関の体制強化を図り、学校に対するサポート体制を充実すること
	○医療や福祉等の立場から、専門的な情報を教員に提供したり、教員の相談に応じられる体制を充実させること
	○教員をはじめとする学校職員の全てが、児童生徒の不調・変化を見逃さず、校内で情報を共有できる環境づくりを進めるとともに、職員が個別に相談・支援を受けられる窓口の浸透を図ること
	○子どもにとって、親との関わりは非常に重要である。手法を工夫しながら、親子の関わりについての意識の喚起や啓発を行うこと

最終提言に向けた項目案	
第3節 関係機関との連携等に関する事	
	○現に悩みや苦しみを抱えている子どもを現実的に救うよう、解決に向けて市全体でバックアップする体制を組むこと
	○発達相談支援センター、児童相談所等の専門機関の体制強化を図り、学校に対するサポート体制を充実すること【再掲】
	○市長部局の専門機関が学校の問題解決に様々な形で協力できる仕組みを手厚くすること
	○医療や福祉等の立場から、専門的な情報を教員に提供したり、教員の相談に応じられる体制を充実させること【再掲】
	○市長部局の相談機関に行政教員が配置されていることについて、教職員に周知するとともに、市長部局の相談機関と学校との橋渡し役としての重要性も学校現場に浸透させること
第4節 いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上に関する事	
	○「いじめ」の定義について、教職員の理解の更なる徹底を図るとともに、保護者をはじめ市民全体の理解が深まるよう、より一層の周知啓発を図ること
	○教員は学級づくりに当たっての指導力や、関係機関等との連携のためのコミュニケーション能力の向上に努めること。チーム学校として取り組むよう、校長や教頭などの管理職はリーダーシップを発揮すること
	○教職員が配慮を要する児童生徒の対応などに悩んだ場合に、学校の内外を問わず教職員が助けを求められる体制づくりを推進するとともに、一人で抱え込まずに周囲に相談し、組織として対応するという発想をさらに浸透させること
	○児童生徒には様々な特性があり、特別な配慮を要するケースもあることについて、児童生徒のみならず、教員や保護者に対しても、正しい理解を得られる機会を積極的に設けていくこと
	○医療や福祉等の立場から、専門的な情報を教員に提供したり、教員の相談に応じられる体制を充実させること【再掲】
	○教育委員会が実施する、児童生徒の障害や疾病への対応に向けた事業や相談支援体制について、教員に一層の周知を図ること
	○市長部局の相談機関に行政教員が配置されていることについて、教職員に周知するとともに、市長部局の相談機関と学校との橋渡し役としての重要性も学校現場に浸透させること【再掲】
	○体罰を含めいじめ防止対策の研修や資料については、教員にしっかり浸透するよう工夫すること
	○体罰や不適切な指導を行った際の状況や教員の心理を踏まえて、困難な状況下での指導スキルの向上の取り組みを進めること
	○体罰・不適切な指導と、教育上必要な場合に認められる児童生徒への懲戒についての違いを、教職員に周知すること
	○学校以外の居場所や活躍の場も否定してはいけない。学校だけが全てではないことも、児童生徒、教員、保護者とどまらず、市民向けに啓発すること
	○学校において組織的に対応することが重要。管理職は教職員相互のコミュニケーションが図られるよう努めること

	最終提言に向けた項目案
(つづき)	<p>○いじめ対策専任教諭・児童支援教諭の拡充を図りながら、学校全体の組織的対応力を向上させる取り組みを進めること</p> <p>○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等について、計画的な人員拡充に努めること。その際、多角的な視野を持ちつつ、学校文化に理解のある適切な人材の配置を図ること</p> <p>○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等について、その存在や役割に関する教職員への周知を徹底すること。その際、市長部局の専門機関など専門性を有する関係機関との連携の重要性についても周知すること</p>
第5節 啓発活動に関すること	
	<p>○対象（児童生徒・保護者・地域）ごとに伝えたい内容を明確にした上で、適切な手法による啓発を、繰り返し、徹底して行うこと【再掲】</p> <p>○「いじめ」の定義について、教職員の理解の更なる徹底を図るとともに、保護者をはじめ市民全体の理解が深まるよう、より一層の周知啓発を図ること【再掲】</p> <p>○子どもにとって、親との関わりは非常に重要である。手法を工夫しながら、親子の関わりについての意識の喚起や啓発を行うこと【再掲】</p> <p>○学校以外の居場所や活躍の場も否定してはいけない。学校だけが全てではないことも、児童生徒、教員、保護者にとどまらず、市民向けに啓発すること【再掲】</p> <p>○「体罰は絶対にダメ」というのは学校のみならず、家庭内でも同じである。体罰や不適切な指導はいけないことだということを家庭や地域にも周知すること</p>
第6節 いじめに対する措置に関すること	
	<p>○事案発生時の対応（解決に導く流れ）について、モデルケースを示すなど、よりわかりやすい形で、児童生徒・保護者・教職員に対し、繰り返し周知すること</p> <p>○事案の重大化を防ぎ、早期解決を図るため、弁護士等の専門家による研修等を通じて、教員の対応力のさらなる向上を図ること</p> <p>○いじめを行った児童生徒に対して指導を行った上で、いじめを行うに至った背景を丁寧に探るとともに対策を講じ、いじめを繰り返さないよう対応すること</p> <p>○学校において組織的に対応することが重要。管理職は教職員相互のコミュニケーションが図られるよう努めること【再掲】</p> <p>○児童生徒の指導に当たって、必要な場面では管理職も適切に対応すること</p> <p>○教員をはじめとする学校職員の全てが、児童生徒の不調・変化を見逃さず、校内で情報を共有できる環境づくりを進めるとともに、職員が個別に相談・支援を受けられる窓口の浸透を図ること【再掲】</p>

	最終提言に向けた項目案
(つづき)	<p>○現に悩みや苦しみを抱えている子どもを現実的に救うよう、解決に向けて市全体でバックアップする体制を組むこと【再掲】</p> <p>○発達相談支援センター、児童相談所等の専門機関の体制強化を図り、学校に対するサポート体制を充実すること【再掲】</p> <p>○市長部局の専門機関が学校の問題解決に様々な形で協力できる仕組みを手厚くすること【再掲】</p> <p>○医療や福祉等の立場から、専門的な情報を教員に提供したり、教員の相談に応じられる体制を充実させること【再掲】</p> <p>○市長部局の相談機関に行政教員が配置されていることについて、教職員に周知するとともに、市長部局の相談機関と学校との橋渡し役としての重要性も学校現場に浸透させること【再掲】</p> <p>○学校、教育委員会以外に、個別事案に関する調査・調整権限等を有する第三者機関等を設置することについて、検討を進めること</p>

最終提言に向けた項目案	
第2章 社会全体でいじめの防止に取り組むために	
第1節 一人ひとりに居場所や活躍の場が与えられるような学校づくり	
1 教員が児童生徒と向き合える時間の確保	○教員が児童生徒と十分に向き合うことができる体制の確保を図るため、教員の多忙化解消のための取り組みをさらに前進させること。あわせて、教員の負担感や多忙感の分析を行い、軽減策を検討すること
	○教員の精神的な負担軽減のために、外部機関や専門職を活用するなど、教員へのサポート体制の充実をはかること
	○現場の教員は、いじめや体罰等に関して既に多くの取り組みを行っている。今後、新たな取り組みを行うときは、これまでの取り組みを評価・検証して、効果の薄いものはやめることも考えること
2 各学校の主体性を引き出す取り組み等	○いじめ対策の企画・立案等に校長会を積極的に活用しながら、校長や教頭などのリーダーシップのもと、教職員が主体的に、それぞれの能力を十分に発揮していじめ対策に取り組むよう工夫すること
	○校長や教頭の学校経営や危機管理等に関する能力の維持向上に資するため、外部との積極的な交流等を通じて研鑽を図ることができる機会を確保すること
	○教員は学級づくりに当たっての指導力や、関係機関等との連携のためのコミュニケーション能力の向上に努めること。チーム学校として取り組むよう、校長や教頭などの管理職はリーダーシップを発揮すること【再掲】
第2節 学校を取り巻く地域社会に関すること	
	○保護者や地域住民など子どもをとり巻くおとなが、いじめに対して自発的に関わりを持つという意識を醸成し、社会全体でいじめの防止に取り組んでいく環境をつくること
	○学校と地域の双方向性を重視した関係の構築のため、コミュニティ・スクール制度の導入に向け、検討を進めること【再掲】
	○学校・保護者・地域のいじめ防止に関する意見交換など、保護者や地域住民の理解に繋がる取り組みを、拡充しつつ、継続して実施すること【再掲】
	○授業の補助に地域住民が入る取り組みは、学校と地域との協力体制にもつながるので、このような取り組みが長く続くよう努めること【再掲】
	○「（仮称）仙台市いじめの防止等に関する条例」の運用においては、地域社会のいじめ防止等の機運を醸成し、実効性を確保するため、市民に向けた啓発の施策を継続的に実施すること

案3 最終提言項目一覧

最終提言に向けた項目案		
第1章 学校、教職員の取り組みについて		
第1節 いじめの未然防止に関する事		
○児童生徒一人ひとりの心に届く啓発・教育を、道徳教育等を土台としながら、教育活動全体の中で計画的に進めていくこと		
○誰もが安心して笑顔で過ごせる学級づくりに向けて、児童生徒の関心の把握等、学級集団の状況を客観的な視点で分析し、その結果を活かすなどの工夫を行うこと		
○教員は学級づくりに当たっての指導力や、関係機関等との連携のためのコミュニケーション能力の向上に努めること。チーム学校として取り組むよう、校長や教頭などの管理職はリーダーシップを発揮すること		
○教職員が配慮を要する児童生徒の対応などに悩んだ場合に、学校の内外を問わず教職員が助けを求められる体制づくりを推進するとともに、一人で抱え込まずに周囲に相談するという発想をさらに浸透させること		
○児童生徒には様々な特性があり、特別な配慮を要するケースもあることについて、児童生徒のみならず、教員や保護者に対しても、正しい理解を得られる機会を積極的に設けていくこと		
○体罰を含めいじめ防止対策の研修や資料については、教員にしっかり浸透するよう工夫すること		
○体罰や不適切な指導を行った際の状況や教員の心理を踏まえて、困難な状況下での指導スキルの向上の取り組みを進めること		
○体罰・不適切な指導と、教育上必要な場合に認められる児童生徒への懲戒についての違いを、教職員に周知すること		
○学校において組織的に対応することが重要。管理職は教職員相互のコミュニケーションが図られるよう努めること		
○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等について、その存在や役割関する教職員への周知を徹底すること。その際、市長部局の専門機関など専門性を有する関係機関との連携の重要性についても周知すること		
○学校・保護者・地域のいじめ防止に関する意見交換など、保護者や地域住民の理解に繋がる取り組みを、拡充しつつ、継続して実施すること		
○授業の補助に地域住民が入る取り組みは、学校と地域との協力体制にもつながるので、このような取り組みが長く続くよう努めること		
○子どもにとって、親との関わりは非常に重要である。手法を工夫しながら、親子の関わりについての意識の喚起や啓発を行うこと		
○「体罰は絶対にダメ」というのは学校のみならず、家庭内でも同じである。体罰や不適切な指導はいけないことだということを家庭や地域にも周知すること		
第2節 いじめの早期発見に関する事		
○辛いと感じている児童生徒の声を積極的に拾い上げるため、事案探知の取り組みの充実を図ること		
○児童生徒に対して、学校の中で辛いと感じた場合には迷わずに声をあげられるようにあらゆる機会をとらえて浸透を図ること		
○教員をはじめとする学校職員の全てが、児童生徒の不調・変化を見逃さず、校内で情報を共有できる環境づくりを進めるとともに、職員が個別に相談・支援を受けられる窓口の浸透を図ること		
○子どもにとって、親との関わりは非常に重要である。手法を工夫しながら、親子の関わりについての意識の喚起や啓発を行うこと		再掲

最終提言に向けた項目案		
第3節 事案発生時の対応に関する事		
○事案発生時の対応（解決に導く流れ）について、モデルケースを示すなど、よりわかりやすい形で、児童生徒・保護者・教職員に対し、繰り返し周知すること		
○事案の重大化を防ぎ、早期解決を図るため、弁護士等の専門家による研修等を通じて、教員の対応力のさらなる向上を図ること		
○いじめを行った児童生徒に対して指導を行った上で、いじめを行うに至った背景を丁寧に探るとともに対策を講じ、いじめを繰り返さないよう対応すること		
○学校において組織的に対応することが重要。管理職は教職員相互のコミュニケーションが図られるよう努めること		再掲
○児童生徒の指導に当たって、必要な場面では管理職も適切に対応すること		
○教員をはじめとする学校職員の全てが、児童生徒の不調・変化を見逃さず、校内で情報を共有できる環境づくりを進めるとともに、職員が個別に相談・支援を受けられる窓口の浸透を図ること		再掲
第2章 教育委員会の取り組みについて		
第1節 いじめの未然防止に関する事		
○対象（児童生徒・保護者・地域）ごとに伝えたい内容を明確にした上で、適切な手法による啓発を、繰り返し、徹底して行うこと		
○「いじめ」の定義について、教職員の理解の更なる徹底を図るとともに、保護者をはじめ市民全体の理解が深まるよう、より一層の周知啓発を図ること		
○教職員が配慮を要する児童生徒の対応などに悩んだ場合に、学校の内外を問わず教職員が助けを求められる体制づくりを推進するとともに、一人で抱え込まずに周囲に相談するという発想をさらに浸透させること		再掲
○児童生徒には様々な特性があり、特別な配慮を要するケースもあることについて、児童生徒のみならず、教員や保護者に対しても、正しい理解を得られる機会を積極的に設けていくこと		再掲
○医療や福祉等の立場から、専門的な情報を教員に提供したり、教員の相談に応じられる体制を充実させること		
○教育委員会が実施する、児童生徒の障害や疾病への対応に向けた事業や相談支援体制について、教員に一層の周知を図ること		
○市長部局の相談機関に行政教員が配置されていることについて、教職員に周知するとともに、市長部局の相談機関と学校との橋渡し役としての重要性も学校現場に浸透させること		
○体罰を含めいじめ防止対策の研修や資料については、教員にしっかり浸透するよう工夫すること		再掲
○体罰や不適切な指導を行った際の状況や教員の心理を踏まえて、困難な状況下での指導スキルの向上の取り組みを進めること		再掲
○体罰・不適切な指導と、教育上必要な場合に認められる児童生徒への懲戒についての違いを、教職員に周知すること		再掲
○学校以外の居場所や活躍の場も否定してはいけない。学校だけが全てではないことも、児童生徒、教員、保護者にとどまらず、市民向けに啓発すること		
○いじめ対策専任教諭・児童支援教諭の拡充を図りながら、学校全体の組織的対応力を向上させる取り組みを進めること		
○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等について、計画的な人員拡充に努めること。その際、多角的な視野を持ちつつ、学校文化に理解のある適切な人材の配置を図ること		

最終提言に向けた項目案		
(つづき)	○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等について、その存在や役割関する教職員への周知を徹底すること。その際、市長部局の専門機関など専門性を有する関係機関との連携の重要性についても周知すること	再掲
	○学校と地域の双方向性を重視した関係の構築のため、コミュニティ・スクール制度の導入に向け、検討を進めること	
	○学校・保護者・地域のいじめ防止に関する意見交換など、保護者や地域住民の理解に繋がる取り組みを、拡充しつつ、継続して実施すること	再掲
	○授業の補助に地域住民が入る取り組みは、学校と地域との協力体制にもつながるので、このような取り組みが長く続くよう努めること	再掲
	○子どもにとって、親との関わりは非常に重要である。手法を工夫しながら、親子の関わりについての意識の喚起や啓発を行うこと	再掲
	○「体罰は絶対にダメ」というのは学校のみならず、家庭内でも同じである。体罰や不適切な指導はいけないことだということを家庭や地域にも周知すること	再掲
第2節 いじめの早期発見に関すること		
○各種相談窓口の存在と利用方法について、児童生徒・保護者に繰り返し周知を図るとともに、児童生徒の生活に浸透しているSNSの活用など、より相談しやすい環境整備に向けた検討を進めること		
○辛いと感じている児童生徒の声を積極的に拾い上げるため、事案探知の取り組みの充実を図ること	再掲	
○児童生徒に対して、学校の中で辛いと感じた場合には迷わずに声をあげられるようにあらゆる機会をとらえて浸透を図ること	再掲	
○医療や福祉等の立場から、専門的な情報を教員に提供したり、教員の相談に応じられる体制を充実させること	再掲	
○教員をはじめとする学校職員の全てが、児童生徒の不調・変化を見逃さず、校内で情報を共有できる環境づくりを進めるとともに、職員が個別に相談・支援を受けられる窓口の浸透を図ること	再掲	
○子どもにとって、親との関わりは非常に重要である。手法を工夫しながら、親子の関わりについての意識の喚起や啓発を行うこと	再掲	
第3節 事案発生時の対応に関すること		
○事案発生時の対応（解決に導く流れ）について、モデルケースを示すなど、よりわかりやすい形で、児童生徒・保護者・教職員に対し、繰り返し周知すること	再掲	
○事案の重大化を防ぎ、早期解決を図るため、弁護士等の専門家による研修等を通じて、教員の対応力のさらなる向上を図ること	再掲	
○いじめを行った児童生徒に対して指導を行った上で、いじめを行うに至った背景を丁寧に探るとともに対策を講じ、いじめを繰り返さないよう対応すること	再掲	
○教員をはじめとする学校職員の全てが、児童生徒の不調・変化を見逃さず、校内で情報を共有できる環境づくりを進めるとともに、職員が個別に相談・支援を受けられる窓口の浸透を図ること	再掲	
○医療や福祉等の立場から、専門的な情報を教員に提供したり、教員の相談に応じられる体制を充実させること	再掲	
○市長部局の相談機関に行政教員が配置されていることについて、教職員に周知するとともに、市長部局の相談機関と学校との橋渡し役としての重要性も学校現場に浸透させること	再掲	

最終提言に向けた項目案		
第3章 市の取り組みについて		
第1節 いじめの未然防止に関すること		
○対象（児童生徒・保護者・地域）ごとに伝えたい内容を明確にした上で、適切な手法による啓発を、繰り返し、徹底して行うこと		再掲
○「いじめ」の定義について、教職員の理解の更なる徹底を図るとともに、保護者をはじめ市民全体の理解が深まるよう、より一層の周知啓発を図ること		再掲
○医療や福祉等の立場から、専門的な情報を教員に提供したり、教員の相談に応じられる体制を充実させること		再掲
○市長部局の相談機関に行政教員が配置されていることについて、教職員に周知するとともに、市長部局の相談機関と学校との橋渡し役としての重要性も学校現場に浸透させること		再掲
○学校以外の居場所や活躍の場も否定してはいけない。学校だけが全てではないことも、児童生徒、教員、保護者にとどまらず、市民向けに啓発すること		再掲
○現に悩みや苦しみを抱えている子どもを現実的に救うよう、解決に向けて市全体でバックアップする体制を組むこと		
○発達相談支援センター、児童相談所等の専門機関の体制強化を図り、学校に対するサポート体制を充実すること		
○市長部局の専門機関が学校の問題解決に様々な形で協力できる仕組みを手厚くすること		
○子どもにとって、親との関わりは非常に重要である。手法を工夫しながら、親子の関わりについての意識の喚起や啓発を行うこと		再掲
○「体罰は絶対にダメ」というのは学校のみならず、家庭内でも同じである。体罰や不適切な指導はいけないことだということを家庭や地域にも周知すること		再掲
第2節 いじめの早期発見に関すること		
○各種相談窓口の存在と利用方法について、児童生徒・保護者に繰り返し周知を図るとともに、児童生徒の生活に浸透しているSNSの活用など、より相談しやすい環境整備に向けた検討を進めること		再掲
○市長部局の各種相談窓口について、児童生徒や保護者に対するより効果的な広報や、利用しやすい仕組みづくりを進めること		
○発達相談支援センター、児童相談所等の専門機関の体制強化を図り、学校に対するサポート体制を充実すること		
○医療や福祉等の立場から、専門的な情報を教員に提供したり、教員の相談に応じられる体制を充実させること		再掲
○子どもにとって、親との関わりは非常に重要である。手法を工夫しながら、親子の関わりについての意識の喚起や啓発を行うこと		再掲
第3節 事案発生時の対応に関すること		
○現に悩みや苦しみを抱えている子どもを現実的に救うよう、解決に向けて市全体でバックアップする体制を組むこと		再掲
○発達相談支援センター、児童相談所等の専門機関の体制強化を図り、学校に対するサポート体制を充実すること		再掲
○市長部局の専門機関が学校の問題解決に様々な形で協力できる仕組みを手厚くすること		再掲
○医療や福祉等の立場から、専門的な情報を教員に提供したり、教員の相談に応じられる体制を充実させること		再掲

最終提言に向けた項目案		
(つづき)	○市長部局の相談機関に行政教員が配置されていることについて、教職員に周知するとともに、市長部局の相談機関と学校との橋渡し役としての重要性も学校現場に浸透させること	再掲
	○学校、教育委員会以外に、個別事案に関する調査・調整権限等を有する第三者機関等を設置することについて、検討を進めること	
第4章 社会全体の取り組みについて		
第1節 いじめの未然防止に関すること		
	○業務負担や多忙感のうち、保護者やPTA、地域への対応については、時間的、物理的な多忙感というよりも、苦手意識という面もある負担感や多忙感についてはさらに分析を行い、軽減策を検討すること	
	○教員の精神的な負担軽減のために、外部機関や専門職を活用するなど、教員へのサポート体制の充実をはかること	
	○現場の教員は、いじめや体罰等に関して既に多くの取り組みを行っている。今後、新たな取り組みを行うときは、これまでの取り組みを評価・検証して、効果の薄いものはやめることも考えること	
	○いじめ対策の企画・立案等に校長会を積極的に活用するなど、校長や教頭のリーダーシップのもと、教職員それぞれが主体性を高め、十分に能力を発揮できるような工夫に努めること	
	○校長や教頭の学校経営や危機管理等に関する能力の維持向上に資するため、外部との積極的な交流等を通じて研鑽を図ることができる機会を確保すること	
	○教員は学級づくりに当たっての指導力や、関係機関等との連携のためのコミュニケーション能力の向上に努めること。チーム学校として取り組むよう、校長や教頭などの管理職はリーダーシップを発揮すること	再掲
	○保護者や地域の方々など子どもをとり巻くおとなが、いじめに対して自発的に関わりを持つという意識を醸成し、社会全体でいじめの防止に取り組んでいく環境をつくること	
	○学校と地域の双方向性を重視した関係の構築のため、コミュニティ・スクール制度の導入に向け、検討を進めること	再掲
	○学校・保護者・地域のいじめ防止に関する意見交換など、保護者や地域住民の理解に繋がる取り組みを、拡充しつつ、継続して実施すること	再掲
	○授業の補助に地域住民が入る取り組みは、学校と地域との協力体制にもつながるので、このような取り組みが長く続くよう努めること	再掲
	○「(仮称)仙台市いじめの防止等に関する条例」は、地域社会のいじめ防止等の機運を醸成するためのものである。条例の運用においては、効果を上げるための普及啓発に力を入れること	
	○対象(児童生徒・保護者・地域)ごとに伝えたい内容を明確にした上で、適切な手法による啓発を、繰り返し、徹底して行うこと	再掲
	○「いじめ」の定義について、教職員の理解の更なる徹底を図るとともに、保護者をはじめ市民全体の理解が深まるよう、より一層の周知啓発を図ること	再掲
	○子どもにとって、親との関わりは非常に重要である。手法を工夫しながら、親子の関わりについての意識の喚起や啓発を行うこと	再掲
	○学校以外の居場所や活躍の場も否定してはいけない。学校だけが全てではないことも、児童生徒、教員、保護者にとどまらず、市民向けに啓発すること	再掲
	○「体罰は絶対にダメ」というのは学校のみならず、家庭内でも同じである。体罰や不適切な指導はいけないことだということを家庭や地域にも周知すること	再掲

最終提言に向けた項目案		
第2節 いじめの早期発見に関すること		
	○保護者や地域住民など子どもをとり巻くおとなが、いじめに対して自発的に関わりを持つという意識を醸成し、社会全体でいじめの防止に取り組んでいく環境をつくること	再掲
第3節 事案発生時の対応に関すること		
	○保護者や地域住民など子どもをとり巻くおとなが、いじめに対して自発的に関わりを持つという意識を醸成し、社会全体でいじめの防止に取り組んでいく環境をつくること	再掲
第5章 各主体間の連携について		
第1節 いじめの未然防止に関すること		
	○医療や福祉等の立場から、専門的な情報を教員に提供したり、教員の相談に応じられる体制を充実させること	再掲
	○市長部局の相談機関に行政教員が配置されていることについて、教職員に周知するとともに、市長部局の相談機関と学校との橋渡し役としての重要性も学校現場に浸透させること	再掲
	○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等について、その存在や役割に関する教職員への周知を徹底すること。その際、市長部局の専門機関など専門性を有する関係機関との連携の重要性についても周知すること	再掲
	○現に悩みや苦しみを抱えている子どもを現実的に救うよう、解決に向けて市全体でバックアップする体制を組むこと	再掲
	○発達相談支援センター、児童相談所等の専門機関の体制強化を図り、学校に対するサポート体制を充実すること	再掲
	○市長部局の専門機関が学校の問題解決に様々な形で協力できる仕組みを手厚くすること	再掲
	○学校と地域の双方向性を重視した関係の構築のため、コミュニティ・スクール制度の導入に向け、検討を進めること	再掲
	○学校・保護者・地域のいじめ防止に関する意見交換など、保護者や地域住民の理解に繋がる取り組みを、拡充しつつ、継続して実施すること	再掲
	○授業の補助に地域住民が入る取り組みは、学校と地域との協力体制にもつながるので、このような取り組みが長く続くよう努めること	再掲
第2節 いじめの早期発見に関すること		
	○市長部局の各種相談窓口について、児童生徒や保護者に対するより効果的な広報や、利用しやすい仕組みづくりを進めること	再掲
	○発達相談支援センター、児童相談所等の専門機関の体制強化を図り、学校に対するサポート体制を充実すること	再掲
	○医療や福祉等の立場から、専門的な情報を教員に提供したり、教員の相談に応じられる体制を充実させること	再掲
	○子どもにとって、親との関わりは非常に重要である。手法を工夫しながら、親子の関わりについての意識の喚起や啓発を行うこと	再掲
第3節 事案発生時の対応に関すること		
	○現に悩みや苦しみを抱えている子どもを現実的に救うよう、解決に向けて市全体でバックアップする体制を組むこと	再掲
	○発達相談支援センター、児童相談所等の専門機関の体制強化を図り、学校に対するサポート体制を充実すること	再掲
	○市長部局の専門機関が学校の問題解決に様々な形で協力できる仕組みを手厚くすること	再掲

	最終提言に向けた項目案	
(つづき)	○医療や福祉等の立場から、専門的な情報を教員に提供したり、教員の相談に応じられる体制を充実させること	再掲
	○市長部局の相談機関に行政教員が配置されていることについて、教職員に周知するとともに、市長部局の相談機関と学校との橋渡し役としての重要性も学校現場に浸透させること	再掲
	○学校、教育委員会以外に、個別事案に関する調査・調整権限等を有する第三者機関等を設置することについて、検討を進めること	再掲

案4 最終提言項目一覧

	最終提言に向けた項目案	主体
第1章 いじめの防止・早期発見・対応について		
第1節 いじめの未然防止に関すること		
1 児童生徒への働きかけ	○対象（児童生徒・保護者・地域）ごとに伝えたい内容を明確にした上で、適切な手法による啓発を、繰り返し、徹底して行うこと	市、教委
	○児童生徒一人ひとりの心に届く啓発・教育を、道徳教育等を土台としながら、教育活動全体の中で計画的に進めていくこと	学校
	○誰もが安心して笑顔で過ごせる学級づくりに向けて、児童生徒の関心の把握等、学級集団の状況を客観的な視点で分析し、その結果を活かすなどの工夫を行うこと	学校
2 教職員の資質向上	○「いじめ」の定義について、教職員の理解の更なる徹底を図るとともに、保護者をはじめ市民全体の理解が深まるよう、より一層の周知啓発を図ること	市、教委
	○教員は学級づくりに当たっての指導力や、関係機関等との連携のためのコミュニケーション能力の向上に努めること。チーム学校として取り組むよう、校長や教頭などの管理職はリーダーシップを発揮すること	学校
	○教職員が配慮を要する児童生徒の対応などに悩んだ場合に、学校の内外を問わず教職員が助けを求められる体制づくりを推進するとともに、一人で抱え込まずに周囲に相談し、組織として対応するという発想をさらに浸透させること	教委、学校
	○児童生徒には様々な特性があり、特別な配慮を要するケースもあることについて、児童生徒のみならず、教員や保護者に対しても、正しい理解を得られる機会を積極的に設けていくこと	教委、学校
	○医療や福祉等の立場から、専門的な情報を教員に提供したり、教員の相談に応じられる体制を充実させること	市、教委
	○教育委員会が実施する、児童生徒の障害や疾病への対応に向けた事業や相談支援体制について、教員に一層の周知を図ること	教委
	○市長部局の相談機関に行政教員が配置されていることについて、教職員に周知するとともに、市長部局の相談機関と学校との橋渡し役としての重要性も学校現場に浸透させること	市、教委
	○体罰を含めいじめ防止対策の研修や資料については、教員にしっかり浸透するよう工夫すること	教委、学校
	○体罰や不適切な指導を行った際の状況や教員の心理を踏まえて、困難な状況下での指導スキルの向上の取り組みを進めること	教委、学校
	○体罰・不適切な指導と、教育上必要な場合に認められる児童生徒への懲戒についての違いを、教職員に周知すること	教委、学校
3 学校の体制強化	○学校において組織的に対応することが重要。管理職は教職員相互のコミュニケーションが図られるよう努めること	学校
	○教職員が配慮を要する児童生徒の対応などに悩んだ場合に、学校の内外を問わず教職員が助けを求められる体制づくりを推進するとともに、一人で抱え込まずに周囲に相談し、組織として対応するという発想を更に浸透させること【再掲】	教委、学校
	○いじめ対策専任教諭・児童支援教諭の拡充を図りながら、学校全体の組織的対応力を向上させる取り組みを進めること	教委

	最終提言に向けた項目案	主体
(つづき)	○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等について、計画的な人員拡充に努めること。その際、多角的な視野を持ちつつ、学校文化に理解のある適切な人材の配置を図ること	教委
	○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等について、その存在や役割に関する教職員への周知を徹底すること。その際、市長部局の専門機関など専門性を有する関係機関との連携の重要性についても周知すること	教委、学校
4 教育委員会や学校に対する市長部局の支援	○現に悩みや苦しみを抱えている子どもを現実的に救うよう、解決に向けて市全体でバックアップする体制を組むこと	市
	○発達相談支援センター、児童相談所等の専門機関の体制強化を図り、学校に対するサポート体制を充実すること	市
	○市長部局の専門機関が学校の問題解決に様々な形で協力できる仕組みを手厚くすること	市
	○医療や福祉等の立場から、専門的な情報を教員に提供したり、教員の相談に応じられる体制を充実させること【再掲】	市、教委
5 保護者や地域との連携	○市長部局の相談機関に行政教員が配置されていることについて、教職員に周知するとともに、市長部局の相談機関と学校との橋渡し役としての重要性も学校現場に浸透させること【再掲】	市、教委
	○学校と地域の双方向性を重視した関係の構築のため、コミュニティ・スクール制度の導入に向け、検討を進めること	教委
	○学校・保護者・地域のいじめ防止に関する意見交換など、保護者や地域住民の理解に繋がる取り組みを、拡充しつつ、継続して実施すること	教委、学校
6 保護者、地域、市民全体への周知啓発	○授業の補助に地域住民が入る取り組みは、学校と地域との協力体制にもつながるので、このような取り組みが長く続くよう努めること	教委、学校
	○対象（児童生徒・保護者・地域）ごとに伝えたい内容を明確にした上で、適切な手法による啓発を、繰り返し、徹底して行うこと【再掲】	市、教委
	○「いじめ」の定義について、教職員の理解の更なる徹底を図るとともに、保護者をはじめ市民全体の理解が深まるよう、より一層の周知啓発を図ること【再掲】	市、教委
	○子どもにとって、親との関わりは非常に重要である。手法を工夫しながら、親子の関わりについての意識の喚起や啓発を行うこと	市、教委、学校
	○学校以外の居場所や活躍の場も否定してはいけない。学校だけが全てではないことも、児童生徒、教員、保護者にとどまらず、市民向けに啓発すること【再掲】	市、教委
	○「体罰は絶対にダメ」というのは学校のみならず、家庭内でも同じである。体罰や不適切な指導はいけないことだということを家庭や地域にも周知すること	市、教委、学校
	○「いじめ」の定義について、教職員の理解の更なる徹底を図るとともに、保護者をはじめ市民全体の理解が深まるよう、より一層の周知啓発を図ること	市、教委
第2節 いじめの早期発見に関すること		
1 早期発見のための相談体制・環境整備	○各種相談窓口の存在と利用方法について、児童生徒・保護者に繰り返し周知を図るとともに、児童生徒の生活に浸透しているSNSの活用など、より相談しやすい環境整備に向けた検討を進めること	市、教委
	○辛いと感じている児童生徒の声を積極的に拾い上げるため、事案探知の取り組みの充実を図ること	教委、学校

	最終提言に向けた項目案	主体
(つづき)	○児童生徒に対して、学校の中で辛いと感じた場合には迷わずに声をあげられるようにあらゆる機会をとらえて浸透を図ること	教委、学校
	○市長部局の各種相談窓口について、児童生徒や保護者に対するより効果的な広報や、利用しやすい仕組みづくりを進めること	市
	○発達相談支援センター、児童相談所等の専門機関の体制強化を図り、学校に対するサポート体制を充実すること【再掲】	市
	○医療や福祉等の立場から、専門的な情報を教員に提供したり、教員の相談に応じられる体制を充実させること【再掲】	市、教委
2 児童生徒との関わり方	○教員をはじめとする学校職員の全てが、児童生徒の不調・変化を見逃さず、校内で情報を共有できる環境づくりを進めるとともに、職員が個別に相談・支援を受けられる窓口の浸透を図ること	教委、学校
	○子どもにとって、親との関わりは非常に重要である。手法を工夫しながら、親子の関わりについての意識の喚起や啓発を行うこと【再掲】	市、教委、学校
第3節 事案発生時の対応に関すること		
1 教育委員会や学校における対応	○事案発生時の対応（解決に導く流れ）について、モデルケースを示すなど、よりわかりやすい形で、児童生徒・保護者・教職員に対し、繰り返し周知すること	教委、学校
	○事案の重大化を防ぎ、早期解決を図るため、弁護士等の専門家による研修等を通じて、教員の対応力のさらなる向上を図ること	教委、学校
	○いじめを行った児童生徒に対して指導を行った上で、いじめを行うに至った背景を丁寧に探るとともに対策を講じ、いじめを繰り返さないよう対応すること	教委、学校
	○学校において組織的に対応することが重要。管理職は教職員相互のコミュニケーションが図られるよう努めること【再掲】	学校
	○児童生徒の指導に当たって、必要な場面では管理職も適切に対応すること	学校
2 市長部局の支援	○教員をはじめとする学校職員の全てが、児童生徒の不調・変化を見逃さず、校内で情報を共有できる環境づくりを進めるとともに、職員が個別に相談・支援を受けられる窓口の浸透を図ること【再掲】	教委、学校
	○現に悩みや苦しみを抱えている子どもを現実的に救うよう、解決に向けて市全体でバックアップする体制を組むこと【再掲】	市
	○発達相談支援センター、児童相談所等の専門機関の体制強化を図り、学校に対するサポート体制を充実すること【再掲】	市
	○市長部局の専門機関が学校の問題解決に様々な形で協力できる仕組みを手厚くすること【再掲】	市
	○医療や福祉等の立場から、専門的な情報を教員に提供したり、教員の相談に応じられる体制を充実させること【再掲】	市、教委
	○市長部局の相談機関に行政教員が配置されていることについて、教職員に周知するとともに、市長部局の相談機関と学校との橋渡し役としての重要性も学校現場に浸透させること【再掲】	市、教委
	○学校、教育委員会以外に、個別事案に関する調査・調整権限等を有する第三者機関等を設置することについて、検討を進めること	市

	最終提言に向けた項目案	主体
第2章 社会全体でいじめの防止に取り組むために		
第1節 一人ひとりに居場所や活躍の場が与えられるような学校づくり		
1 教員が児童生徒と向き合える時間の確保	○教員が児童生徒と十分に向き合うことができる体制の確保を図るため、教員の多忙化解消のための取り組みをさらに前進させること。あわせて、教員の負担感や多忙感の分析を行い、軽減策を検討すること	教委
	○教員の精神的な負担軽減のために、外部機関や専門職を活用するなど、教員へのサポート体制の充実をはかること	教委
	○現場の教員は、いじめや体罰等に関して既に多くの取り組みを行っている。今後、新たな取り組みを行うときは、これまでの取り組みを評価・検証して、効果の薄いものはやめることも考えること	教委
2 各学校の主体性を引き出す取り組み等	○いじめ対策の企画・立案等に校長会を積極的に活用しながら、校長や教頭などのリーダーシップのもと、教職員が主体的に、それぞれの能力を十分に発揮していじめ対策に取り組むよう工夫すること	教委、学校
	○校長や教頭の学校経営や危機管理等に関する能力の維持向上に資するため、外部との積極的な交流等を通じて研鑽を図ることができる機会を確保すること	市、教委
	○教員は学級づくりに当たっての指導力や、関係機関等との連携のためのコミュニケーション能力の向上に努めること。チーム学校として取り組むよう、校長や教頭などの管理職はリーダーシップを発揮すること【再掲】	学校
第2節 学校を取り巻く地域社会に関すること		
	○保護者や地域住民など子どもをとり巻くおとなが、いじめに対して自発的に関わりを持つという意識を醸成し、社会全体でいじめの防止に取り組んでいく環境をつくること	市、教委
	○学校と地域の双方向性を重視した関係の構築のため、コミュニティ・スクール制度の導入に向け、検討を進めること【再掲】	教委
	○学校・保護者・地域のいじめ防止に関する意見交換など、保護者や地域住民の理解に繋がる取り組みを、拡充しつつ、継続して実施すること【再掲】	教委、学校
	○授業の補助に地域住民が入る取り組みは、学校と地域との協力体制にもつながるので、このような取り組みが長く続くよう努めること【再掲】	教委、学校
	○「（仮称）仙台市いじめの防止等に関する条例」の運用においては、地域社会のいじめ防止等の機運を醸成し、実効性を確保するため、市民に向けた啓発の施策を継続的に実施すること	市、教委